

行政委員報酬 もらいすぎ?

月に数回しか勤務しない選挙管理委員会などの行政委員に支払う報酬について、月額制から日額制に切り替える自治体が増えている。月額制は違法」と断じた昨年一月の大津地裁が流れをつくったが、名古屋市などは二十七日に大阪高裁で言い渡される控訴審判決を判断材料にするとしており、判決が注目を集めている。

日額制へ各地見直し

裁判は滋賀県を相手 成文知事が主体的に動 報酬等審議会では一部にした住民訴訟で、大いた」といい、四月か行政委員について結論津地裁判決は、月一から非常勤の行政委員七を出せなかったが、川二回の会議に出るだけ 十三人のうち、公安委 勝平太知事が全委員会の選管、労働、収用の員以外の八委員会六十を日額制にした」と話三委員に月約二十万円 七人の報酬を日額制にした。

を払うことを定めた条 変更した。これによ 北海道は昨年四月か例を違法とし、滋賀県 行政委員の報酬はら一つの委員会を日額に支出差し止めを命じ 年間五千五百万円減ら 制に。大分、鳥取、新すことができたとい 潟、茨城各県は今年一

同様の指摘は各地の

四月に三、五委員会

自治体でもあり、地裁 静岡県でも四月からを日額制に。青森、熊判決を受けて、これまで 全九委員会の六十六人 本両県は月額報酬を半でに少なくとも九道の報酬を日額制に変 減し、勤務日数分を上県が報酬の在り方を見 更。日額は三万五千、 乗せする併用式を採用直した。神奈川県は 三万八千円で、年間で 入れた。

「厳しい財政状況で、 約六千万円の経費削減 愛知県は、滋賀県と大津判決を受けて松沢 に。担当者は「特別職 同じように行政委員の

大津地裁「月額制違法」流れ

滋賀県の行政委員の月額報酬差し止め訴訟 非常勤職員の報酬を定めた地方自治法の「勤務日数に応じて支給する。ただし条例で定めた場合はこの限りではない」とする規定の解釈が争点。控訴審では、原告が「月額制をとることができるのは非常勤と同じ勤務実態にあるもの。日額制が前提」と主張し、県は「月額制の条例化に前提や条件はない」と反論している。

報酬をめぐる県とオン」と話している。 十億円規模の削減にな
ブスマン愛知が名古屋 滋賀県訴訟の原告、 るだろう。市町村に広
地裁で係争中。県人事 吉原稔弁護士などは がれば、さらに支出削
課は「訴訟にかかわら 一全都道府県が日額制 減になる」と判決に期
ず内部で検討を進めて に見直せば、合計で二 待している。

提ではなく各委員の意 見を聞いたり、勤務実 態の確認が必要」と話 す。滋賀県訴訟の原告 によると、六県で係争 中。 岐阜の市民ら提訴 不当利得分返還を
岐阜の市民ら提訴 選挙管理、人事、公 員会の行政委員が対象 によると、委員への月額 報酬は十万一二十二万
中。 東海地方では静岡を 市民らが二十六日、知 によると、委員への月額 報酬は十万一二十二万
除いて見直しが進まな 事に対し報酬の支出を 報酬は十万一二十二万
い、名古屋市の河村 差し止め、不当利得分 円。

たかし市長の指示で日 額制への変更を検討 しよう求めている。 今後の報酬の差し止 めと今月までの約一
中。担当者は「行政委 提訴した。 年分の報酬九千六百万
員の意見を聞いている 訴えたのは、市民団 円余を委員に返還させ
段階だが、大阪高裁の 体「くらし・しぜん・ るよう県知事に求め
判決を判断材料にした のち県民ネットワー た。

た。

「県行政委員の報酬は高額」

返還求め提訴

山県市議ら

非常勤でありながら月ごとに一定額を支払っている県の行政委員の報酬は、勤務日数に応じた報酬を定めた地方自治法に違反すると、山県市の寺町知正市議ら47人が26日、古田肇知事に対し、支出の差し止めと過去約1年間に支払った報酬計9635万円の返還を求める訴訟を岐阜地裁に起こした。

止めなどを求め県監査委員に住民監査請求したが、却下されていた。行政委員の報酬を巡っては、大津地裁が09年1月、「(月額制とした)滋賀県条例は地方自治法違反」として支出差し止めを命じる判決を出して以降、全国の自治体で見直しが相次いでいる。

は教育委員会や選挙管理委員会など6委員会の非常勤行政委員43人で、報酬は月額1人10万22万円。地方自治法は非常勤の行政委員の報酬について「勤務日数に応じて支給する」と定めている。県は同法の例外規定を適用し、条例で月額支給としている。寺町市議は「委員は月1、2回程度の会議に出席するだけ。勤務実態にそぐわない高額の報酬支給は違法」と訴えている。

寺町市議は「岐阜で条例改正の動きがないのは、行政の怠慢。日額制に改正すべきだ」と話している。

寺町市議は今年2月、月額での支出差し

【三上剛輝】

2010. 04.27 岐阜

県行政委員報酬 是正求め提訴 岐阜地裁に市民団体

非常勤の県行政委員の月額報酬制が地方自治法の原則に反すると、県内の市民団体2団体が26日、古田肇知事に月額報酬制の是正と各委員の報酬受給額計約9600万円の返還を請求することを求め、岐阜地裁に提訴した。

無効と主張。月額報酬支出の差し止めと昨年2月から今年4月までに各委員が受け取った報酬全額を返還させるよう求めている。

同ネットワーク代表の寺町知正山県市議は「県民の生活や県の財政が厳しい中、月1、2回の会議の開催で約20万円の報酬は納得できない」としている。

両団体は2月に住民監査請求を行ったが、県監査委員は「請求の要件を満たしていない」として却下していた。

提訴したのは「くらし・しぜん・いのち県民ネットワーク」と「市民オンブズマン・ぎふのメンバー計47人。訴状などによると、

県条例で県教育委員会など6委員会の委員報酬を月額報酬として支給すると定めているのは、地方自治法203条に「勤務日数に応じて支給する」と定める原則に違反しており、

行政委員の月額報酬 県に差し止め求める

市民団体が住民訴訟提訴

県の行政委員(非常勤)の報酬が高すぎるとして、県内の市民団体が26日、県に対し月額報酬の支払い差し止めと過去に支払った報酬9635万円を返還を求める住民訴訟を岐阜地裁に起こした。

提訴したのは、市民団体「くらし・せいん・いのち岐阜県民ネットワーク」と「市民オンブズマン・ぎふ」の47人。県の教育、選挙管理、人事、公安、労働、収用の各行政委員43人について、2009年2月から現在までの報酬15カ月分だ。

訴えなどによると、各行政委員会は年に12〜30回程度の会議があり、委員の報酬は月額10万〜22万円。会議1回につき約7万〜19万円になる計算だという。

地方自治法では、報酬は原則、「勤務日数に応じて支給」と定められ、「委員の勤

務は常勤職員とは異なり、月額報酬の支給は法の趣旨に反し無効だ」と主張している。

原告の寺町知正山県市議は「厳しい県財政の中で一部の行政委員だけが高額報酬をもらっているはずがない。報酬を日額に見直さないので行政の怠慢だ」と話した。同様の趣旨で住民監査請求したが、3月に却下された。

県人事課は「訴状が届いていないので、コメントは差し控えたい」とのコメントを出した。

行政委員への報酬を巡っては、大津地裁が09年1月、勤務日数とは関係なく毎月定額の報酬を支給するのは違法だとして、滋賀県に支払いの差し止めを命じる判決を出した(同県が控訴中)。ほかに、宮城県や兵庫県などで同様の訴訟が続いている。

(豊川俊)

2010. 04.27 読売

行政委員の報酬「高額」

市民団体、県を提訴

勤務日数が少ない県行政委員の月額報酬を高額に定めた県条例は違法として、市民グループ「くらし・せいん・いのち 県民ネットワーク」の寺町知正代表ら47人が26日、県を相手取り、報酬の差し止めと、今月までの約1年間で不当に支払われた計約9600万円を県に返還するよう求める住民訴訟を岐阜地裁に起こした。

同訴訟は、寺町代表らが今年2月に行った住民監査請求が先月、「条例に違法

性はない」などの理由で却下されたことから、提訴に踏み切った。

会の行政委員計43人の月額報酬は1人10万円〜22万円。中には、月に1、2回程度しか開催されていないのに、月額約20万円の報酬を受け取っていた委員もいるとされる。寺町代表らは、報酬金額の根拠となる県条例が地方自治法に違反するとしている。

提訴後、岐阜市内で記者会見した寺町代表は、「県財政が厳しい中、月に1、2回の会議で高額な報酬を支払っている現状は納得できない」と話した。一方、提訴について、県は「訴状が届いていないので、コメントは差し控える」としている。

滋賀県の 行政報酬

月額支給、二審も違法

大阪高裁判決 選管委員長は適法

滋賀県が労働、収用、選挙管理の各行政委員に毎月定額で報酬を支払っていることの適否が争われた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁は27日「著しく妥当性を欠く」として、支払いを違法と認めて支出差し止めを命じた一審大津地裁判決を支持、県知事の控訴を棄却した。

選挙管理委員長についてはほかの行政委員より勤務時間が長いことを理由に適法と判断。この部分についてだけ一審判決を取り消した。

非常勤の行政委員の月額報酬を違法とした高裁判決は初めて。2009年1月の一審判決以降、報酬額を見直しに影響を与えそう。

自治体も出ている月額報酬を違法とした上、各地で相次ぐ支出差し止めを求める住民訴訟や監査請求の判断で非常に少ない。月額報酬では勤務量に応じた対価と言えず、月額にするべき事情もない」と指摘。「勤務日数に応じて支給する」とした地方自治法の趣旨に反している」と判断した。

選挙管理委員長は「月に1週間程度勤務し、それなりの負担がある。月額支給が違法とは言えない」とした。

判決理由で岩田好二裁判長は「各委員の勤務実態は年間30日程度で非常に少ない。月額報酬では勤務量に応じた対価と言えず、月額にするべき事情もない」と指摘。「勤務日数に応じて支給する」とした地方自治法の趣旨に反している」と判断した。

2010.04.28 中日

行政委員報酬

月額制 二審も違法

大阪高裁判決 選管委員長は適法

月に数回しか勤務していない非常勤の行政委員に月額で二十万円を支払うのは地方自治法違反だとして、滋賀県に月額報酬の差し止めを求めた訴訟の控訴審判決で、全国の自治体で月額制導入の動きが加速しそうだ。

判決理由で岩田好二裁判長は「選挙管理委員長以外の委員らの月額報酬は勤務実態から妥当性を欠く」と指摘。その上で「二回の会議を開くのみで、二委員会の委員二十五人に月額各約二十万円が支払われている。ただ、選挙管理委員長について岩田裁判長は「月に一週間程度の勤務があり、月額制でも

め、嘉田由紀子知事に選挙管理委員長以外の委員会の月額報酬の差し止めを命じた。非常勤の行政委員の報酬をめぐる初めての高裁判決で、全国の自治体で月額制導入の動きが加速しそうだ。

裁判長は「選挙管理委員長を除く委員らの月額報酬は勤務実態から妥当性を欠く」と指摘。その上で「月額報酬は、財政難に直面する社会情勢に照らせば、県の裁量の範囲を超えている違法」と断じた。

岩田好二裁判長は「月に一週間程度の勤務があり、月額制でも

妥当性を欠くとは言えない」とした。判決は、月額報酬が相当なケースとして▽常勤の職員に勤務量に近い▽役所外の職務や勤務に備えての待機が多い▽勤務量の認識が困難で、日額報酬が相応でない▽そのほか、勤務や地方の実情に照らし、特別な事情があるの四つを示した。

地方自治法は非常勤職員の報酬について「勤務日数に応じて支給する。ただし条例で定めた場合はこの限りではない」としており、

原告の古原稔弁護士は「滋賀弁護士会」は「全面勝訴と考えている。自治体は非常勤行政委員の月額制を真っ先に仕分けの対象にすべきだ」と語った。嘉田知事は「判決内容を確認、検討した上で、適切に対応したい」とコメントした。

2010年(平成22年)4月28日(水曜日)

滋賀県が労働、収用、選挙管理の各行政委員に毎月定額で報酬を支払っていることの適否が争われた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁は27日「著しく妥当性を欠く」として、支払いを違法と認めて支出差し止めを命じた一審大津地裁判決を支持、県知事の控訴を棄却した。

選挙管理委員長についてはほかの行政委員より勤務時間が長いことを理由に適法と判断。この部分についてだけ一審判決を取り消した。

非常勤の行政委員の月額報酬を違法とした高裁判決は初めて。2009年1月の一審判決以降、報酬額を見直しに影響を与えそう。

自治体も出ている月額報酬を違法とした上、各地で相次ぐ支出差し止めを求める住民訴訟や監査請求の判断で非常に少ない。月額報酬では勤務量に応じた対価と言えず、月額にするべき事情もない」と指摘。「勤務日数に応じて支給する」とした地方自治法の趣旨に反している」と判断した。

選挙管理委員長は「月に1週間程度勤務し、それなりの負担がある。月額支給が違法とは言えない」とした。

判決理由で岩田好二裁判長は「各委員の勤務実態は年間30日程度で非常に少ない。月額報酬では勤務量に応じた対価と言えず、月額にするべき事情もない」と指摘。「勤務日数に応じて支給する」とした地方自治法の趣旨に反している」と判断した。

選挙管理委員長は「月に1週間程度勤務し、それなりの負担がある。月額支給が違法とは言えない」とした。

行政委員報酬 日額に

知事が見直し方針

県の行政委員（非常勤）の報酬が高額すぎるとして市民団体が県を提訴した問題について、古田肇知事は27日の定例記者会見で、報酬の支払いを現在の月額から日額に見直す方針を示した。時期については明言しなかった。

（磯崎いず恵）

時期には明言せず

古田知事は、教育、選挙管理など8委員会（計38人）のうち、月額報酬となっている7委員会（計43人）について、「毎日働いていないのに月額はおかしいという議論かと思うので、月額か日額かの整理をしたい。日額にどの程度寄っていくかだ」などと述べ、月額から日額に見直す考えを示した。

古田知事は、裁判については「訴状をもらっていないので、コメントを控えたい」とした。ただ、「どういった方が望ましいか、議論していきたい。決断すべき時期だと感じ」と加えた。

大津地裁は昨年1月、滋賀県が行政委員に定額の報酬を払うことについて、勤務日数と関係なく定額の報酬を支給するのは地方自治法に反するとして、同県に支出差し止めを命じており、全国で見直しが進んでいる。全国知事会も夏をめどに方針を示すといい

行政委員の報酬をめぐっては、市民団体「くらし・しません」のち岐阜県民ネットワーク」などが、県に対し月額報酬の支払い差し止めと、過去に支払った報酬963万5千円の返還を求めて、26

県によると、2008年度に8委員会の委員に支払われた報酬の総額は約8千万円。このうち7委員会は月額制で、委員1人当たり10万〜23万5千円だった。月に1回の会議に参加しただけで、18万円の報酬が支払われたケースもあった。

県行政委員の報酬見直しへ

月額↓日額

古田肇知事は27日の定例記者会見で、人事、教育、選挙管理など7委員会の行政委員の月額報酬を日額に見直す方向で検討することを明らかにした。古田知事は「行財政改革アクションプランのフォローアップ委員会でのように見直すか検討したい」と述べた。

県によると、行政委員8委員会のうち、内水面漁場管理（日額）を除く7委員会が今年度、月額報酬として8万6000円〜20万2100円を支払っている。

行政委員の月額報酬を巡っては、県内の市民グループの代表らが26日、「勤務実態と比べて報酬が高すぎる」などとして、県を相手に、月額報酬差し止めと計9600万円を県に返還するよう求める住民訴訟を起こした。

2010.04.28 読売

財政難 やつと着手

1会議あたり最高21万円

県行政委員の報酬見直し

古田肇知事が二十七日の定例会見で、報酬を月額制から日額制に改める方針を示した県行政委員。教育委員会や選挙管理委員会など月に一、二回程度の会議に出席する委員の報酬は月額十万一二十数万円もあり、財政難のなかで高すぎると批判を浴びてやつと見直しに着手する。

(大橋洋一郎)

この日は滋賀県の行政委員の報酬をめぐり、訴訟の控訴審判決があり、大阪高裁は一部を除いて月額報酬の定めを違法と判断した。全国的にも月額制の見直しが進み、静岡、神奈川県などが日額制を導入している。

岐阜県の行政委員の報酬は、八委員会のうち七委員会が月額制。昨年度の会議一回当た

古田知事は会見で、「大阪高裁判決に触れて見直しの方向で考えを改め、政改革の再検討を進める」と明言。行財政改革の再検討を進めるフォロアーアップ

県の行政委員の報酬一覧

委員会	月額報酬	2009年度の定例会等の回数	会議1回あたりの報酬
教育委員会	委員長22万円 その他委員19万円	13	委員長20.3万円 その他委員17.5万円
選挙管理委員会		14	委員長18.8万円 その他委員16.2万円
人事委員会		22	委員長12万円 その他委員10.3万円
公安委員会		34	委員長7.7万円 その他委員6.7万円
監査委員	有識者23.5万円 議員15.5万円	13	有識者21.6万円 議員14.3万円
労働委員会	会長22万円 公益委員19万円 その他委員17万円	13	会長20.3万円 公益委員17.5万円 その他委員15.6万円
収用委員会	会長11万円 その他委員10万円	12	会長11万円 その他委員10万円

【注】定例以外に調査などの活動もある

委員会の中で、対応を協議する方針を示した。

県人事課によると、行政委員は定例会以外にも調査活動などを実施し、〇七年度は委員会によって活動日数が数日の選挙管理委員会や収用委員会から、三十日以上は監査委員と幅がある。このため、具体的な見直し案は各委員会の実態を反映させ、すべて日額制にするかどうかなどを決める。

また、知事は全国知事会でも行政委員の報酬について検討中であると強調。「県によって対応にばらつきがあるのどうか、という議論もある」と述べ、七月に知事会がまとめる報告を注視する考えを示した。

岐阜県 日額制へ 知事方針

行政委員の月額報酬を違法とした大阪高裁判決を受け、岐阜県古田肇知事は二十七日の定例会見で「基本的に見直しの方向で考えている」と述べ、現行の月額制を見直して日額制に改める方針を明らかにした。

具体案について古田

2010.04.28 中日

岐阜県では八つある行政委員のうち七つが月額制。県内の市民団体の代表者らは二十六日、知事に月額報酬の支出差止めと不当利得分の返還請求を求める訴訟を岐阜地裁に起こしている。

知事、見直し方針

行政委員報酬 日額払いで検討へ

月ごとに一定額を支払っている県行政委員の報酬について、古田知事は27日の定例会見で、「この問題について、7月の全国知事会で、会のプロジェクトチームが一定の結論を報告する。その後、遠くない時期に結論を出す。基本的には見直ししていく方向だ」と述べ、夏以降、日額払いに改める方向で検討する方針を示した。

県には選挙管理、労働、収用など8行政委員会がある。委員はいずれも非常勤で、内水面漁場管理委員会だけが日額制となっている。他の7委員会の委員報酬は月額1人10万〜22万円。ただし、行財政改革の一環で、今年度から月額14%が削減されている。

委員報酬の月額払いについては、全国の自治体で見直す動きが広まっており、知事会はプロジェクトチームで

1年間に支払った報酬の返還を求める訴訟を起した。

古田知事は、訴訟については「訴状が来ていないのでコメントは控えたい」とした。

【岡大介】

行政委員の報酬見直しへ

古田知事 日額制へ改定検討

古田知事は27日の定例会見で、県が設置している教育、選挙管理、監査など8つある行政委員会のうち、内水面漁場管理委を除く7委員会で採用している委員の月額報酬制について、「流れとしては、現状から日額にどの程度寄っていくか」と述べ、「日額制に改める方向で検討する考えを明らかにした。」

（小森直人）

古田知事は「日額が静岡県が全委員会で報酬を日額化しており、一部で日額制を取り入れている県も多い。全（庁内）5月にも始まる。行政改革アクションプランのフォローアップ委員会で早速に議論を煮詰めたい」と訴え、岐阜地裁に起こ

古田知事は「日額が静岡県が全委員会で報酬を日額化しており、一部で日額制を取り入れている県も多い。全（庁内）5月にも始まる。行政改革アクションプランのフォローアップ委員会で早速に議論を煮詰めたい」と訴え、岐阜地裁に起こ

しているが、古田知事は「住民訴訟そのものは訴状をいただいているので」コメントは控えたい。訴訟をほ別々、望ましいあり方を議論している」と述べた。

(第3種郵便物認可)

2010年(平成22年)4月28日 水曜日 2010.04.28 岐阜